

平成 29 年

第 2 回国民健康保険運営協議会

議 案

日 時 平成 29 年 8 月 31 日 (木) 午後 6 時
会 場 市役所 9 階 第 2 委員会室

苫小牧市国民健康保険運営協議会

会 議 次 第

委嘱状交付式

- 1 委嘱状交付

運営協議会

- 1 諮問
- 2 市長挨拶
- 3 開会
- 4 会長挨拶
- 5 報告事項

第1号 第9回定例会以降の市議会の結果について

第2号 平成28年度国民健康保険事業会計決算について

- 6 協議事項

第1号 市長からの諮問事項について

苫小牧市税条例の一部改正について

第2号 都道府県化以降の税率改定の方向性について

- 7 その他

報告事項第 1 号

第 9 回定例会以降の市議会の結果について

第 9 回定例会（平成 29 年 2 月 24 日から 3 月 17 日まで開催）

- （1）平成 28 年度国民健康保険事業特別会計第 4 回補正予算案
2 月 24 日全会一致により可決
- （2）平成 29 年度国民健康保険事業特別会計予算案
3 月 14 日全会一致により可決

第 10 回臨時会（平成 29 年 5 月 12 日から 5 月 17 日まで開催）

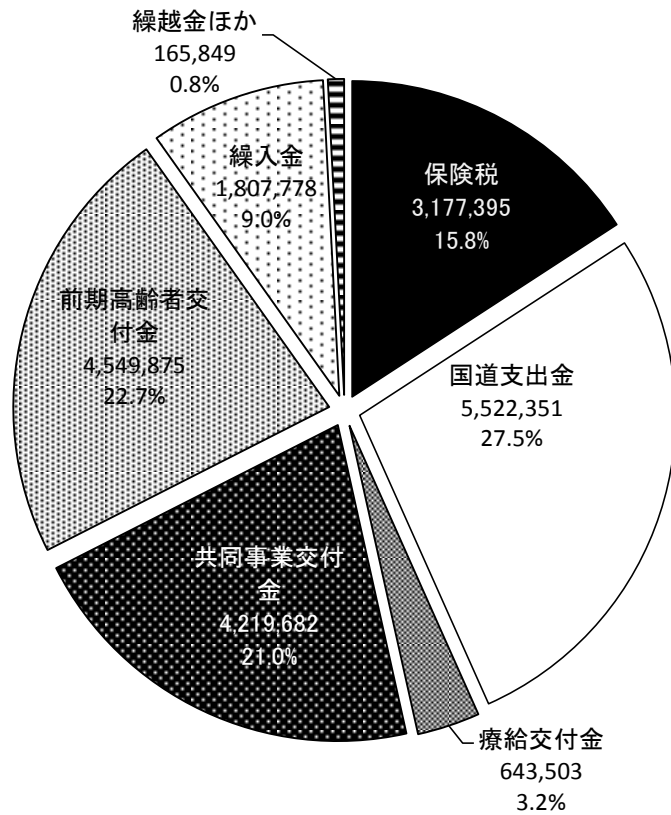
- （1）苫小牧市税条例の一部改正
5 月 17 日承認

第 11 回定例会（平成 29 年 6 月 15 日から 6 月 23 日まで開催）

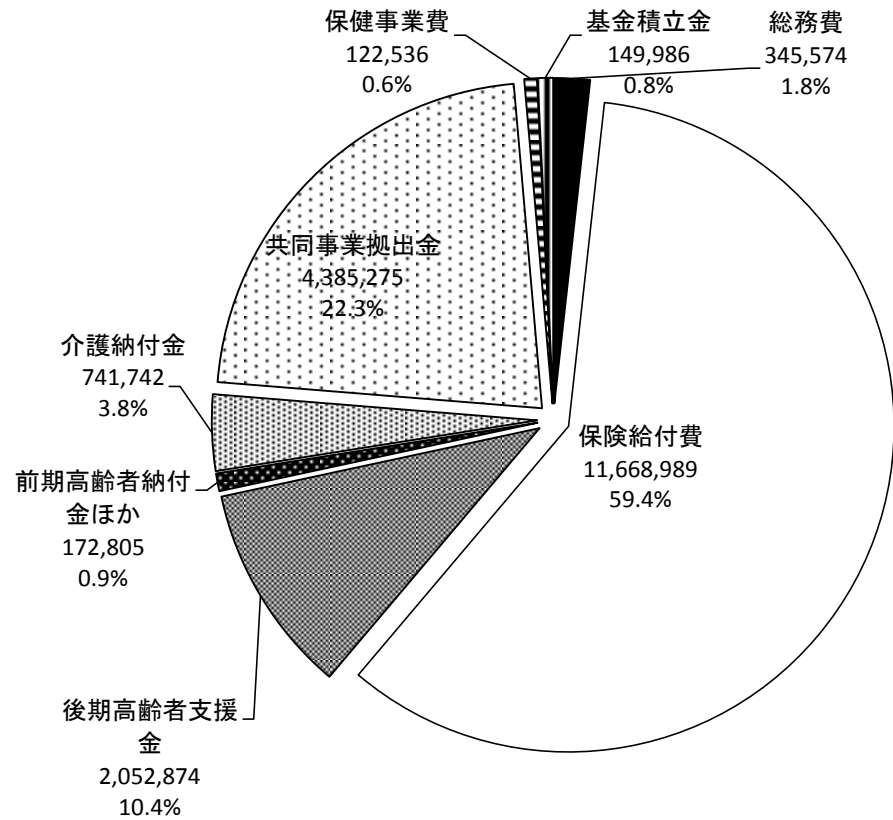
報告事項第2号

平成28年度国民健康保険事業会計決算について

●歳入 20,086,433千円

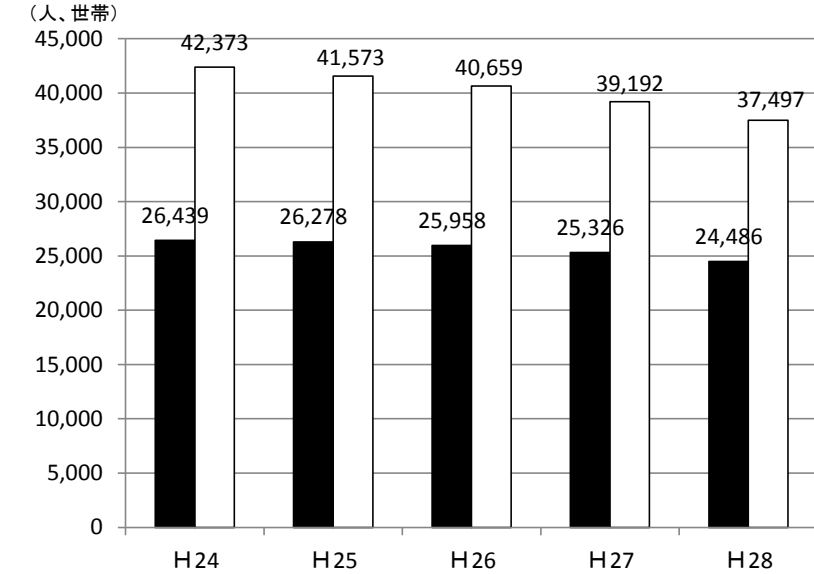


●歳出 19,639,781千円

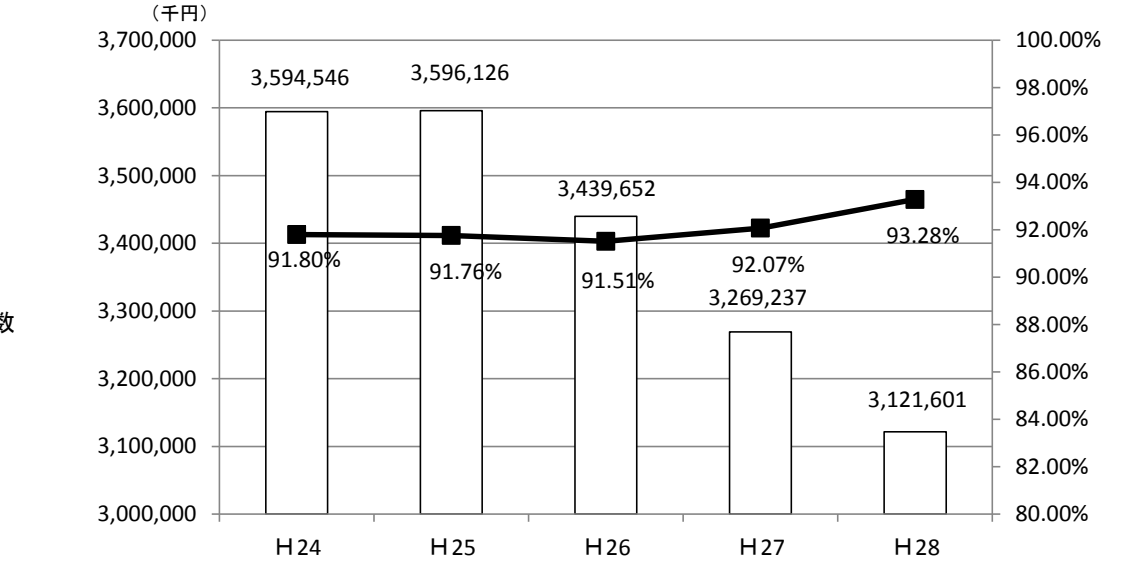


歳入歳出差引 446,652千円 は翌年度へ繰越

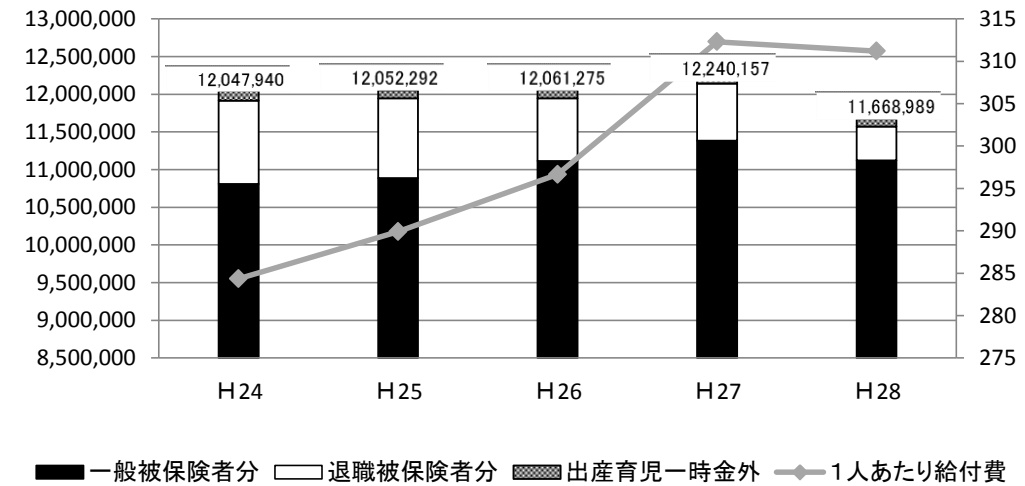
国保世帯数・被保険者数の推移（3 - 2 ベース年度平均）



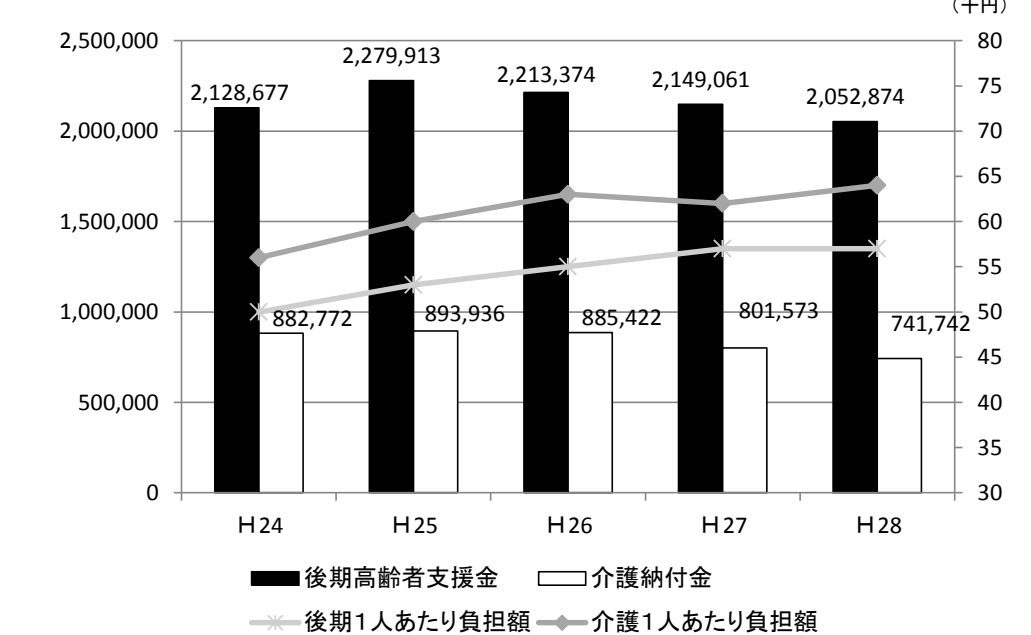
国保税調定額・収納率の推移（現年度分）



保険給付費の推移



後期高齢者支援金・介護納付金の推移



	H24	H25	H26	H27	H28
一般被保険者分	10,809,263	10,885,806	11,114,753	11,383,948	11,122,710
退職被保険者分	1,106,767	1,059,085	830,606	757,708	449,136
出産育児一時金外	131,910	107,401	115,916	98,501	97,143
1人あたり給付費	284	290	297	312	311

協議事項第 1 号 市長からの諮問事項について

苫小牧市税条例の一部改正について

1. 改正内容

苫小牧市国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税額を 54 万円、後期高齢者支援金等課税額を 19 万円、介護納付金課税額を 16 万円の合計 89 万円に改正し、平成 30 年度、平成 31 年度の 2 か年で段階的に実施する。

課税限度額	現 行	改 正	備 考
基 礎 分	510,000円	540,000円	第137条第2項、第146条の改正
支 援 分	160,000円	190,000円	第137条第3項、第146条の改正
介 護 分	140,000円	160,000円	第137条第4項、第146条の改正
合 計	810,000円	890,000円	

各年度の課税限度額

課税限度額	平成30年度	平成31年度
基 礎 分	530,000円	540,000円
支 援 分	170,000円	190,000円
介 護 分	150,000円	160,000円
合 計	850,000円	890,000円

2. 国の課税限度額の経過

国保税の課税限度額について国は、被用者保険の標準報酬月額の上限額とのバランスを考慮するとしている。被用者保険では、標準報酬月額の上限に該当する被保険者の割合が 0.5～1.5% の範囲に収まるように定められており、国保においても、限度額に達する世帯の割合がその 1.5% という水準に近づくよう、課税限度額を段階的に引き上げていて、平成 28 年度からは基礎課税額が 54 万円、後期高齢者支援金等課税額が 19 万円、介護納付金課税額が 16 万円の合計 89 万円となっている。

平成 29 年度においては、平成 30 年度からの国保都道府県化を控える中、一度立ち止まって課税限度額の根本的なあり方について議論していくべきとの社会保障審議会医療保険部会での意見を踏まえ、課税限度額は見直さないこととされた。

3. 本市の課税限度額の経過と改正理由

本市の課税限度額は、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 ヶ年にかけて、平成 26 年度法定基準である基礎課税額 51 万円、後期高齢者支援金等課税額 16 万円、介護納付金課税額 14 万円の合計 81 万円に改正している。しかし、平成 27 年度以降、国も課税限度額を引き上げたことから、現行の法定基準とは 8 万円のかい離が生じている。

平成 30 年度の国保都道府県化において、市町村が都道府県に納める国保事業費納付金は、法定限度額を基準として積算され、法定限度額に達していない場合は、その税収不足分を補うため税率を上げる必要がある。そうすると低中間所得者層の負担が増えることになることから、所得に応じた保険税負担の公平性を確保するため、課税限度額を引き上げる。

4. 課税限度額の推移

(単位：円)

年度	医療分		支援分		介護分		合計	
	法定基準	苫小牧市	法定基準	苫小牧市	法定基準	苫小牧市	法定基準	苫小牧市
H20	470,000	470,000	120,000	120,000	90,000	90,000	680,000	680,000
H21	470,000		120,000		100,000		690,000	
H22	500,000		130,000		100,000		730,000	
H23	510,000	500,000	140,000	130,000	120,000	100,000	770,000	730,000
H24								
H25			160,000		140,000		810,000	
H26			170,000		120,000		850,000	
H27	520,000	510,000	140,000	140,000	160,000	120,000	850,000	760,000
H28	540,000		150,000				130,000	790,000
H29	540,000		160,000				140,000	810,000

5. 平成29年度の道内35市の状況

課税限度額	市数	市名
89万円	32市	札幌市、函館市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、岩見沢市、網走市、留萌市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市
85万円	2市	小樽市、旭川市
81万円	1市	苫小牧市

6. 課税限度額改正時の調定増額見込

課税限度額	超過世帯数			調定増額見込
	基礎分	支援分	介護分	
81万円	301世帯	281世帯	123世帯	9,340千円
85万円	270世帯	243世帯	103世帯	
89万円	263世帯	196世帯	89世帯	

※平成29年度当初賦課時から試算

7. 限度額超過となる所得額

夫（給与収入）、妻と子は収入なしの3人世帯 夫と妻は介護2号被保険者の場合

課税限度額	基礎分	支援分	介護分
81万円 給与収入 (所得)	約747万円 (約552万円)	約758万円 (約563万円)	約768万円 (約572万円)
85万円 給与収入 (所得)	約774万円 (約576万円)	約803万円 (約603万円)	約818万円 (約616万円)
89万円 給与収入 (所得)	約787万円 (約588万円)	約892万円 (約683万円)	約868万円 (約661万円)